

尼崎市立中学校給食検討委員会公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市立中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）の公開等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市民への周知)

第2条 委員会の開催にあたっては、7日前までに委員会の開催内容を市民に知らせるものとする。ただし、委員会を緊急に開催する場合は、この限りではない。

2 前項の公表は、尼崎市のホームページ上への掲載やその他の掲示方法により行う。

3 公表する事項は次のとおりとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 審議事項

(4) 傍聴の可否

(5) 傍聴の定員

(6) 傍聴の受付時間

(7) 事務局の連絡先

(8) その他の注意事項

(傍聴の手続き等)

第3条 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が認めた場合はこの限りではない。

2 傍聴の希望者（以下「希望者」という。）は、当日、受付時間内に開催場所に参集するものとする。

3 希望者が定員を超えるときは、抽選で傍聴者を決定する。

4 傍聴者は、必要事項を記載した傍聴券交付申請書を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

5 受付時間以降の希望者については、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。ただし、会議開始後は受け付けない。

(傍聴券の発行)

第4条 傍聴者は、傍聴券を所持しなければならない。

2 傍聴券を持たない者は、委員会を傍聴することができない。

3 傍聴券を他人に譲渡することはできない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときに傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類の着用又は装備をしている者
- (4) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の着用又は装備をしている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、ラジオ、拡声器、無線機を携帯している者
- (6) 写真機、撮影機、録音機その他の類を携帯している者
- (7) 児童及び乳幼児（ただし、委員長が認める場合はこの限りではない。）
- (8) その他、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者
（傍聴者の守るべき事項）

第 6 条 傍聴者は、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (4) 飲食・喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話は使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切る、又はマナーモードにすること。
 - (6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (7) 委員会において公開しないこととされた内容の審議が行われる場合は、速やかに退出すること。
- （写真、映像等の撮影及び録音等の禁止）

第 7 条 傍聴者は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ申し出て、委員長が認めた場合は、議事に入る前に限り認めるものとする。この場合、第 5 条第 6 号の規定は使用しない。

（傍聴者の退場）

第 8 条 傍聴者は、次の各号に該当する場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員会が、非公開と決したとき。
- (2) 傍聴者が、この要綱に違反し、委員長が退場を命じたとき。

（傍聴時の委員会資料の取り扱い）

第 9 条 傍聴時の委員会資料は、委員会開催時間において、傍聴席にて閲覧し、委員会終了後、回収する。

（報道関係者の取り扱い）

第 10 条 報道関係者（尼崎市政記者クラブに所属する記者をいう。）は、第 3 条の規定に関わらず公開の委員会を傍聴することができる。

- 2 第 5 条から第 9 条までの規定は、報道関係者が公開の委員会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

（委員会の非公開）

第 11 条 委員長は、審議事項が尼崎市情報公開条例第 2 4 条各号に該当する場合又は委員長が止むを得ないと判断する場合は、委員会に諮り、委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(委員会の要旨の公開)

第 12 条 本委員会は会議録を作成するものとし、その要旨を尼崎市のホームページで公開する。

(委員会の資料の公開)

第 13 条 委員会で配布される資料については、委員会において公開しないと決定されたものを除き、委員会終了後に尼崎市のホームページで公開する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 2 8 年 1 月 2 1 日から施行し、同日以後に開催する委員会について適用する。